

法定相続情報証明制度の利用範囲の拡大について

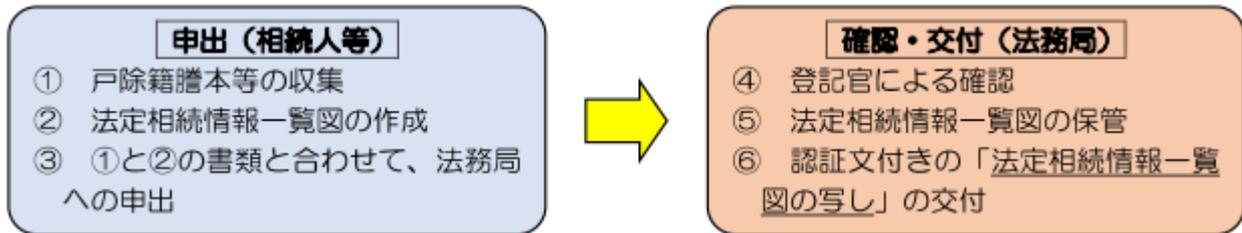
平成 29 年 5 月 29 日から全国の法務局において「法定相続情報証明制度」が始まりました。この制度により、全国の法務局から「法定相続情報一覧図の写し」を入手できるようになっています。

「法定相続情報一覧図の写し」とは、相続登記の促進を目的として新設された「法定相続証明制度」を利用することで交付を受けることができる証明書のことです。戸籍に基づいて、法定相続人が誰であるかを登記官が証明したものです。

～手続きの流れ～

相続人等が次の①～④を管轄する法務局のいずれかにおいて、必要書類と合わせて申出をすることにより、無料で交付を受けることができます。

- ① 被相続人の本籍地
- ② 被相続人の最後の住所地
- ③ 申出人（相続人等）の住所地
- ④ 被相続人名義の不動産の所在地



（注 1）申出の手続きは、相続人のほか、司法書士、税理士、弁護士等が代理をすることができます。

（注 2）申出や交付は、郵送によることも可能です。

（注 3）提出した戸籍謄本等は、登記官の確認後に返却されます。

この法定相続情報証明制度は、平成 30 年 4 月 1 日から利用範囲の拡大のため、以下のとおり、取扱いが変更されました。

（1）相続税の申告書の添付書類について

被相続人との続柄について、戸籍に記載される続柄を記載することで、相続税の申告書の添付書類に法定相続情報一覧図を使うことができるようになりました。（下記（2）参照）この取扱いについては、平成 30 年 4 月 1 日以後に提出する相続税の申告書から適用されます。また、戸籍謄本や法定相続情報一覧図はコピー機で複写したものでも添付書類として利用できることとなりました。

（注）被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍謄本又は抄本（コピー機で複写したものを含む）の添付も必要です。

（2）被相続人との続柄の記載について

法定相続情報一覧図には、相続人に関する情報として、被相続人との続柄を記載する必要があります。

この続柄については、従来は「配偶者」、「子」などと記載するのが原則とされていましたが、今後は、原則として戸籍に記載される続柄（例えば、子については、「長男」、「長女」、「養子」など）を記載することになりました。

なお、申出人の選択により、続柄について、従来どおり「配偶者」、「子」と記載しても差し支えはありません。ただし、この場合、相続税の申告書の添付書類として、法定相続情報一覧図は利用できないこととなっています。

（3）被相続人の最後の本籍の記載について

法定相続情報一覧図には、被相続人の最後の住所を記載することとなっていますが、これに加えて、申出人の選択により、被相続人の最後の本籍も記載できるようになりました。

（4）相続登記等における相続人の住所を証する情報の取扱いについて

相続登記等の申請において、戸籍謄本の束の代わりとして法定相続情報一覧図の写しを提供する際、法定相続情報一覧図の写しに相続人の住所が記載されている場合は、相続人の住所を証する情報（印鑑登録証明書、住民票など）の添付を省略しても差し支えないこととなりました。

ただし、遺産分割協議がされた場合の相続登記には、今後も相続人の印鑑登録証明書の添付が必要となります。したがって、実務上の影響は、遺産分割協議書を使わない相続登記（遺言書が残されている場合や相続人が一人の場合など）に限定されます。

（担当：平田 竜二）